

基発第1017004号

平成14年10月17日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

年金スライド率の低下に伴う労災就学等援護費の取扱いについて

労災就学援護費及び労災就労保育援護費（以下「労災就学等援護費」という。）の支給については、昭和45年10月27日付け基発第774号によって取り扱われてきたところであるが、今般標記の件に関し、別紙のとおり、労災就学等援護費支給要綱（昭和45年10月27日付け基発第774号）の一部を改正することとしたので了知されるとともに、その取扱いについては、下記の点に留意し、遺漏なきを期されたい。

記

労災就学等援護費は、原則として申請が行われた月から支給されるが、年金スライド率の低下に伴う年金給付基礎日額の減少により、本年8月以降、新たに支給要件を満たすこととなった者の中には、自己が新たに支給対象となっている旨を認知していない者が少なからず存在すると予想される。これらの者を保護するため、平成14年8月1日以降、新たに年金給付基礎日額が16,000円以下となったために支給要件を満たすこととなった者については、同年12月20日までに支給の申請をすれば、同年8月分から労災就学等援護費を支給することとする。

労災就学等援護費支給要綱の一部改正

「労災就学等援護費の支給について」（昭和45年10月27日付け基発第774号）の別添「労災就学等援護費支給要綱」の一部を次のように改正する。

1 1 1 経過措置の(1)労災就学援護費に次のように加える。

ハ 平成14年7月31日において年金給付基礎日額が16,000円を超えていた者（ロの規定により労災就学援護費の支給を受けることができる者を除く。）が、同年8月1日以後新たに当該者に係る年金給付基礎日額が16,000円以下となつたために労災就学援護費の支給を受けることができることとなつた場合においては、5の(1)にかかわらず、その者が同年12月20日までに支給の申請を行つたときは、同年8月から労災就学援護費を支給するものとする。

この場合において、8の(1)のイにかかわらず、同年10月又は11月に労災就学援護費の支給の申請を行つた者の8月及び9月分については、同年12月に支払うものとし、同年12月（20日までに限る。）に労災就学援護費の支給の申請を行つた者の8月から11月までの分については、平成15年2月に支払うものとする。

2 1 1 経過措置の(2)労災就労保育援護費のロ中「(1)のロ」を「(1)のロ又はハ」に改める。

労災就学等援護費支給要綱新旧対照表（抄）

（参考）

改 正 後	改 正 前
1 1 経過措置 (1) 労災就学援護費 イ （略） ロ （略） ハ <u>平成14年7月31日において年金給付基礎日額が16,000円を超えていた者（ロの規定により労災就学援護費の支給を受けることができる者を除く。）が、同年8月1日以後新たに当該者に係る年金給付基礎日額が16,000円以下となつたために労災就学援護費の支給を受けることができることとなつた場合においては、5の(1)にかかわらず、その者が同年12月20日までに支給の申請を行つたときは、同年8月から労災就学援護費を支給するものとする。</u> <u>この場合において、8の(1)のイにかかわらず、同年10月又は11月に労災就学援護費の支給の申請を行つた者の8月及び9月分については、同年12月に支払うものとし、同年12月（20日までに限る。）に労災就学援護費の支給の申請を行つた者の8月から11月までの分については、平成15年2月に支払うものとする。</u> (2) 労災就労保育援護費 イ （略） ロ <u>(1)のロ又はハの規定は、労災就労保育援護費の支給について準用する。</u>	1 1 経過措置 (1) 労災就学援護費 イ （略） ロ （略） (2) 労災就労保育援護費 イ （略） ロ <u>(1)のロの規定は、労災就労保育援護費の支給について準用する。</u>